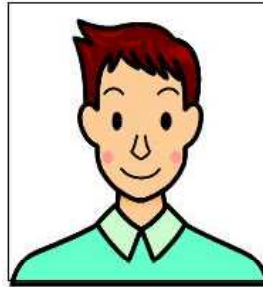


免許用写真の基準

1 適正な写真

- (1) 申請前6ヶ月以内に撮影したもの
- (2) 無帽のもの(宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く。)
- (3) 正面を向いているもの(顔・体とも)
- (4) 上三分身のもの(おおむね胸から上)
- (5) 無背景のもの
- (6) 大きさ 縦3cm×横2.4cmのもの(国外運転免許証は、縦5cm×横4cmのもの)

良い例



上記要件を満たす写真

2 不適正な写真

- (1) 写真が不鮮明で、申請者本人と識別ができないもの
- (2) 写真をデジタル処理(加工)で修正したもの
- (3) 申請者の現在の容姿と写真が著しく異なるもの
- (4) 頭の上に空間がないもの
- (5) 写真が上三分身より大きすぎる又は小さすぎるもの
- (6) 前髪が目にかかっていたり、横髪が輪郭を覆っているもの
- (7) 頭部にバンダナ、ヘアバンド、カチューシャ等大きな飾りがあるもの(宗教上又は医療上の理由により、顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う場合を除く。)
- (8) サングラスやレンズの色が濃い眼鏡等、瞳を確認できないもの
- (9) カラーコンタクトレンズ(縁入りを含む)を装着しているもの
- (10) 口が開いていたり、歯が見えて笑っているもの
- (11) 顔は正面でも体が正対していないもの
- (12) その他、本人特定に支障があるもの

悪い例



口を開けて笑顔



輪郭や肌をデジタル処理
正面を向いていない